

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成29年 6月12日
【会社名】	株式会社フード・プラネット
【英訳名】	Food Planet, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丹藤 昌彦
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区南3条西1丁目1番地1
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル225区 東京丸の内法律事務所
【電話番号】	03-3213-1081
【事務連絡者氏名】	弁護士 幸村 俊哉
【縦覧に供する場所】	-

1【提出理由】

当社及び当子会社は、平成29年6月2日、破産手続開始の申立てを行った（但し、株式会社デザート・ラボについては同社取締役丹藤昌彦が同社を破産者とする準自己破産手続開始の申立てを行った）ので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第10号及び第17号の規定に基づき、本書を提出する。

2【報告内容】

(1) 破産手続開始の申立てを行った者の名称、住所及び代表者の氏名

申立会社1名称	株式会社フード・プラネット
住所	札幌市中央区南三条西一丁目1番地1（登記簿上の本店所在地）
代表者の氏名	代表取締役 日置 俊光 代表取締役 丹藤 昌彦
申立会社2名称	株式会社アジェットクリエイティブ
住所	札幌市中央区南三条西一丁目1番地1（登記簿上の本店所在地）
代表者の氏名	代表取締役 丹藤 昌彦
申立会社3名称	株式会社マグノリアベーカリー・ジャパン
住所	札幌市中央区南三条西一丁目1番地1（登記簿上の本店所在地）
代表者の氏名	代表取締役 丹藤 昌彦
申立会社4名称	株式会社アール・ピー・エフ
住所	札幌市中央区南三条西一丁目1番地1（登記簿上の本店所在地）
代表者の氏名	代表取締役 丹藤 昌彦
申立会社5名称	株式会社チキン・プラネット
住所	札幌市中央区南三条西一丁目1番地1（登記簿上の本店所在地）
代表者の氏名	代表取締役 丹藤 昌彦
申立会社6名称	株式会社デザート・ラボ
住所	東京都港区赤坂一丁目11番28号（登記簿上の本店所在地）
代表者の氏名	代表取締役 アンドリュー・ネイサン

(2) 当該破産手続開始の申立て等を行った年月日

平成29年6月2日

(3) 当該破産手続開始の申立て等に至った経緯

当社は、平成15年5月に東証マザーズに株式上場した後も、毎年多額の赤字を計上し続け、平成25年9月期にはグループ全体で債務超過に陥った。その後、不適切な会計処理や不適切な開示等が相次ぎ、平成28年3月には特設注意市場銘柄の指定を受けたが、本年に至るも依然として再発防止のための改善計画が進捗しておらず内部管理体制等について改善が認められずかつ改善の見込みもないとの東証の判断により、本年5月29日をもって上場廃止になった。

当社及びその子会社5社は、かかる事態を踏まえ事業継続を断念し、破産手続開始申立てを決断するに至った。

(4) 当該破産手続開始の申立ての内容等

申立日	平成29年6月2日（破産開始決定日：平成29年6月7日）
申立裁判所	東京地方裁判所 （事件番号：平成29年(フ)第4153号、4154号、4155号、4156号、4157号、4158号）
申立代理人	東京都千代田区内幸町二丁目4番1号 日比谷中日ビル6階 三宅坂総合法律事務所 弁護士 松本 甚之助 ほか4名（電話：03-3500-2987）
破産管財人	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル225区 東京丸の内法律事務所 弁護士 幸村 俊哉（電話番号：03-3213-1081）

以上